

「労働安全管理事業」助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金（以下「この法人」という。）が県内の現場技能者を対象に、林業労働災害の防止を目的として労働安全に関する事業を実施する事業体及び雇用した現場技能者への安全対策に係る費用に対する助成金の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 林業における労働災害は、災害が起こる頻度や、万一災害が起きた時、現場技能者が受ける負傷の程度は他産業に比べ高くなっている。そこで、研修や巡回指導を通じて現場作業を安全に遂行するための手順の習得並びに安全装備品の支給及び蜂毒アレルギー対策に要した経費に対して助成することにより、安全で快適な林業職場の創造による林業労働力の持続的な確保を図ることを目的とする。

（対象事業体）

第3条 助成対象の事業体は、島根県内に住所を有する者で別表1に掲げる者とする。

（対象となる事業）

第4条 助成対象の事業、助成金の額等は次項以下に掲げるとおりとする。なお、第2項、第3項の事業実施に当たっては、いずれの事業にも取り組まなければならない。

2 島根県内の林業事業体に雇用される現場技能者を対象に、労働災害の予防を目的とした林業労働安全のための研修会開催

- (1) 対象事業費 研修会を開催するために必要な経費
- (2) 助成率 1 / 2 以内
- (3) 助成限度額 600 千円
- (4) 助成件数 1 件

3 島根県内の林業事業体等を対象に、労働安全衛生に関する巡回指導の実施

- (1) 対象事業費 安全巡回指導を実施するために必要な経費
- (2) 助成率 1 / 2 以内
- (3) 助成限度額 400 千円
- (4) 助成件数 1 件

4 対象事業体で雇用している現場技能者に対して次の労働安全対策のために要した費用について助成する。

- (1) 現場技能者に対して安全装備品を支給するために要した費用

助成率 8 / 10 以内
助成限度額 対象者 1 名あたり 20,000 円

対象となる現場技能者

- ①主として現場で造林、保育、林産事業に従事する者。（主として特用林産施設、製材所で働く者、種苗、緑化及び運送業務に就く者を除く）
- ②通年雇用であること。
- ③健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること。（既に中退共等から退職金の支給を受けている者も含める）
- ④国が実施する「緑の雇用」事業から助成金を受けていないこと。

(2) 蜂毒アレルギー対策のためのアナフィラキシー補助治療剤の処方および蜂毒抗体検査のために要した費用

助成率 10 / 10 以内
助成限度額 対象者 1 名あたり 10,000 円

対象となる現場技能者

- ①主として現場で造林、保育、林産事業に従事する者。（主として特用林産施設、製材所で働く者、種苗、緑化及び運送業務に就く者を除く）
- ②通年雇用であること。
- ③健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること。（既に中退共等から退職金の支給を受けている者も含める）

(助成金の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第 1 号）を別途定める期日までに代表理事へ申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第 6 条 代表理事は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、内容等を審査の上、助成金の交付を適当と認めた事業について交付額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者へ通知するものとする。

なお、審査に当たっては、あらかじめ審査会を開催し意見を聞くものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(助成金の変更交付申請)

第 7 条 申請者は、第 4 条第 2 項及び同条第 3 項の事業について次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに助成金変更交付申請書（様式第 3 号）を代表理事へ提出しなければならない。

ただし、変更後の計画の内容が当初の趣旨を変更しないものであり、軽微な変更である場合はこの限りではない。

(1) 助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を著しく変更するとき。

(2) 助成事業を中止若しくは廃止しようとするとき。

2 代表理事は、前項の規定により変更交付申請書の提出があったときは、内容等を審査の上、変更を承認する場合は助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

（実績報告及び助成金交付請求）

第8条 申請者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第5号）及び助成金交付請求書（様式第6号）並びに第4条第2項及び同条第3項の事業については事業成果報告書（様式第7号）を代表理事へ提出しなければならない。

2 前項の提出期限は、助成事業の完了した日から第4条第2項及び第3項の事業については交付決定を受けた年度の翌年4月7日までとする。第4条第4項の事業については交付決定を受けた年度の2月末日までとする。

（助成金の支払い）

第9条 代表理事は、前条の規定により助成事業実績報告書等の提出があったときは必要な検査を行い、実施結果が適正であると認めるときは、その年度の3月末に申請者へ助成金を支払う。

（助成金の経理）

第10条 申請者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、必要の都度代表理事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

平成25年4月1日一部改正（第8条2項）

平成26年4月1日一部改正（第4条4項）

平成27年4月1日一部改正（第1条、第2条、第4条、第4条2項、3項、4項、第7条1項、第8条、第8条2項、別表1）

平成28年4月1日一部改正（第4条4項1号、第2号、第8条2項）

平成30年4月1日一部改正（第1条、第2条、第4条2項、第4項1項2号）

令和3年4月1日一部改正（第4条2項3号（3）、第4条2項4号（1）第8条2項）

令和5年4月1日一部改正（第4条4項1号（1））

令和6年4月1日一部改正（第4条2項3号、第4条4項1号、2号）

別表1

対象事業者

第4条第2項、第3項の事業

以下の全ての条件に該当する者を対象とする。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業労働力確保支援センター、特別民間法人、森林整備法人、森林組合法に基づく法人、社団・財団法人のいずれかであること。
- (2) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業体であること。
- (3) 過去の事業歴等からみて本事業を運営するのに十分な能力、知見を有する事業体であること。

第4条第4項の事業

以下の全ての条件に該当する者を対象とする。

- (1) 島根県が運用する「島根林業魅力向上プログラム」に登録する事業体であること。
- (2) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業体であること。